

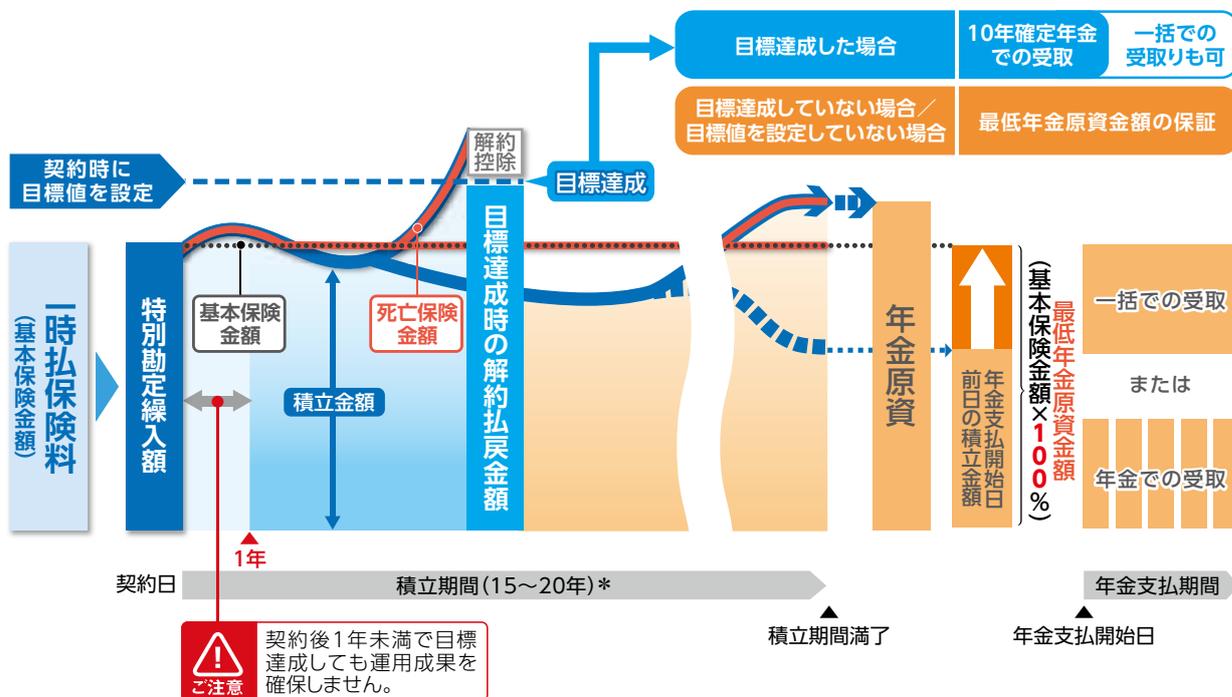
変額個人年金保険

商品名称	正式名称
届くしあわせ	目標設定特則付変額個人年金保険(10)

特徴

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の死亡保険金額、解約払戻金額および年金額等が変動(増減)するしくみの年金保険です。
 - 積立期間中に被保険者が死亡された場合には、基本保険金額またはその時点の積立金額のいずれか大きい額を死亡保険金としてお受取りいただけます。
- POINT**
- あらかじめ目標値(%)を設定することで、契約日から1年経過以後の積立期間中に解約払戻金額(契約日から10年以上の場合は積立金額)が目標達成した場合には、自動的に運用成果が確保されます。
 - 目標達成した日の翌日(振替日)を起算日として、その翌年の振替日の応当日から確定年金(年金支払期間10年)でお受取りいただけます。
 - 目標値は、基本保険金額に対して110%、115%、120%から設定することができます。目標値を設定しないこともできます。
 - 積立期間中に目標達成しなかった場合(目標値を設定しなかった場合を含む)は、最低年金原資金額として基本保険金額の100%が保証されます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択することができます。この場合、最低年金原資金額をお受取りいただけます。
 - 年金支払方法として4種類(確定年金、年金総額保証付終身年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金)の中から選択することができます。

イメージ図



※上図はイメージ図であり、死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。
 実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績に応じて変動(増減)します。
 ※上図は、積立期間中に解約、一部解約がなかった場合のもので、
 *2016年6月以前にご契約の場合、積立期間は10～20年です。

目標値の設定*	110%、115%、120%から設定できます。目標値を設定しないこともできます。											
積立期間	【2016年6月以前にご契約の場合】10年～20年 【2016年7月以降にご契約の場合】15年～20年											
年金について	年金種類	年金支払期間(保証期間)						年金支払開始年齢				
	目標達成した場合	確定年金		10年			2歳～90歳					
	目標達成しなかった場合または、目標値を設定しなかった場合	確定年金		5年、10年、15年、20年			15歳～90歳					
		年金総額保証付終身年金		終身			50歳～90歳					
	保証期間付終身年金		終身(5年、10年、15年)			50歳～90歳						
	保証期間付夫婦年金		終身(5年、10年、15年)			50歳～90歳						
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)	【2016年6月以前にご契約の場合】0歳～80歳 【2016年7月以降にご契約の場合】0歳～75歳											
特別勘定	ご契約の時期によって、設定している特別勘定が異なります。 特別勘定の詳細は、「特別勘定のしおり」や「特別勘定運用レポート」をご参照ください。											
契約初期費用	ありません。											
保険関係費	【積立期間が10～14年の場合】積立金額に対して、年率2.88% 【積立期間が15～20年の場合】積立金額に対して、年率2.58%											
資産運用関係費	特別勘定の資産残高に対して、 【2017年3月以前にご契約の場合】年率0.2%程度 【2017年4月以降にご契約の場合】年率0.1875%程度(消費税込)											
解約控除	経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
	解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0%
	※解約控除は、目標達成・解約の場合は、一時払保険料に対して、一部解約の場合は一部解約請求金額に対してかかります。 ※契約日から10年未満で一般勘定で運用する定額年金へ変更した場合にも、契約日からの経過年数に応じた解約控除がかかります。											
年金管理費	年金額に対して1% ※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。											
付加できる特約	遺族年金支払特約、指定代理請求特約											

*目標値は基本保険金額に対する割合です。

変額個人年金保険のリスクと費用について

市場リスクについて

変額個人年金保険は、払込みいただいた保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動（増減）するしくみの生命保険です。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金額等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。特別勘定による資産運用における主なリスクは以下のとおりです。

① 価格変動リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により資産価値が減少することがあります。

② 為替リスク

外貨建資産に対して投資を行う特別勘定では、外国為替相場の変動により資産価値が減少することがあります。

③ 信用リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、発行体の経営・財務状況の悪化により資産価値が減少することがあります。

④ 金利変動リスク

主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により資産価値が減少することがあります。

預金等との違いについて

変額個人年金保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

ご負担いただく費用について

- 変額個人年金保険では、保険関係費、資産運用関係費等をご負担いただきます。また、一定期間内にご契約を解約・一部解約する場合には、所定の解約控除がかかります。費用の詳細については、各商品の「ご契約のしおり・約款」等にてご確認ください。
- 資産運用関係費は信託報酬（管理報酬）を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

ご契約後のお手続き等について

ご契約後の契約内容の変更、保険金・年金などのご請求のお手続き、その他ご不明点がございましたら、三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでお問合わせください。

お客さまサービスセンター

■ フリーダイヤル

0120-142-605
(イッシュニ ロゴ)

■ 受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

※お問合せの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者様よりお問合わせください。

その他で注意いただきたいこと

- 本資料は、ご契約者さま向けに商品の内容をご説明したものです。
- 詳細につきましては、ご契約時にお渡ししております、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。また、運用状況等につきましては、三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) や三井住友海上プライマリー生命より送付している「ご契約状況のお知らせ」にてご確認ください。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028

東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

ご契約者さま専用ダイヤル

フリーダイヤル **0120-142-605**
(イッシュニ ロゴ)

<https://www.ms-primary.com>

MSPL-2309-B-0261-00